

## 外国船舶安全指導月間の実施

当部では、例年季節風の影響を受け海上荒天時期となる冬季に、北海道周辺海域で外国船舶による海難などが多く発生していることから、1月を外国船舶安全指導月間と定め、本格的な冬の到来を前に外国船舶に対して、下記の海難防止活動を実施します。

### 記

1 実施期間 平成23年11月1日(火)～11月30日(水)

### 2 重点実施事項

- (1) 気象・海象情報の早期入手
- (2) 早期避難の励行
- (3) 走錨防止対策の徹底
- (4) 荷崩れ防止対策の徹底 港
- (5) 木材等積荷流出時の早期通報

走錨とは：船が錨(いかり)を入れたまま強風等により流されること。

### 3 実施事項

- (1) 外国船舶に訪船し、リーフレットを用いて安全指導を行います。
- (2) 外国船舶を取り扱う代理店に対し、船舶及び外国側運航者へ海難等の防止を促すリーフレットの配布を依頼します。
- (3) 室蘭海上保安部ホームページにおいて、本月間の活動を広く周知します。